

■基山の歴史と文化を語り継ぐ会 設立趣旨書

●設立趣旨

基山町史編さん事業を契機として、町内外から基山を理解する上で実に多種多様な資料が収集された。一方で未だ収集されず眠ったままの多くの資料・記憶も残されている。これらの資料を埋もれさせることなく、可能な限り多くの資料・記憶に光を当て、多くの町民に語り継いでいくことが、「今」を生きるわれわれの役目ではないだろうか。

歴史を記録し語り継いでいくことは、失敗・成功を語り継いでいくことと同義であり、経験を語り継ぐことに等しい。より良き基山町をつくり上げていくためにも、基山町史編さん事業を受け継ぐ意義は大きい。

そこで、本会を立ち上げ、会則に記す事業を町民のできることを持ち寄って、無理せず、驕らず、依存せずにつくり上げていきたい。

基山の歴史と文化を語り継ぐ会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、基山の歴史と文化を語り継ぐ会と称する。

(主旨)

第 2 条 本会は、基山の地に伝えられし歴史と文化を未来の町民へ守り伝えるための活動を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業をおこなう。

- (1) 基山町に残る歴史・文化を伝える文化遺産を拾い集める調査を行う。
- (2) 拾い集めた文化遺産を多くの町民に様々な方法で提供する。
- (3) その他、基山の自然と歴史を伝えるための諸事業を行う。

第 2 章 会員

(会員)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的に賛同する町民、団体等で組織する。

(権利の喪失)

第 5 条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、すでに会へ供与した行為ならびに資産への対価として、本会に対して何等の請求をすることができない。

第 3 章 役員

(事務局)

第 6 条 本会に以下の役員をおく。

- (1) 会長 1 名。会長は、会員の互選により選出し、本会を代表するとともに会を主宰する。
- (2) 副会長 1 名。副会長は、会員より会長が任命し、会運営が円滑に進むよう会長の

職務を補佐する。

(3) 会計1名。会計は、会長が任命し、第11条に記す本会の運営に関する経費等の管理を行う。

(4) 監事は、会員の互選により選出し、本会の運営が適切に図られているかを監理する。

(5) 世話人を若干名置く。世話人は、第9条に記した役割を担う。

(任期)

第7条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠又は増員により選任・任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

(2) 顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応える。

(世話人会)

第9条 世話人会は、会長以下役員で構成され、事業を主幹し会の目的に関する行事の世話をを行う。

第4章 事業および会計年度

(事業および会計年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第11条 本会を運営する経費は、会費、寄付金、助成金などその他の収入を充てる。

(総会)

第12条 総会は毎年3月に会長が招集し開催する。

第5章 雑則

(規定の制定)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は、世話人会が別に定める。

第6章 附則

(本会則の実施)

第14条 この会則は、平成23年8月17日より施行する。

平成23年8月17日

基山の歴史と文化を語り継ぐ会